

# 県土整備企業常任委員会提出資料

## 1 所管事項

- (1) 採択された請願の処理経過について  
【「入札及び契約制度の改善について」(三重県測量設計業協会)】・・・ 1
- (2) 平成21年度包括外部監査結果に対する対応方針・・・・・・・・ 5
- (3) 審議会等の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

平成22年3月15日

県 土 整 備 部

## 採択された請願、陳情の処理経過

県土整備部

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成19年第4回定例会	請願第22号	<p>入札及び契約制度の改善について（三重県測量設計業協会）</p> <p>1. 依然として多い設計業務の県外企業発注量の縮小</p> <p>2. 最低制限価格の引き上げ</p> <p>3. 設計業務（簡易な業務を除く）において、県内企業を対象にした「総合評価方式」による発注の早急全面実施</p>	<p>平成21年4月より設計業務にかかる発注基準を改正（配置技術者の資格要件の緩和）し、県内業者の受注機会を拡大しました。</p> <p>平成21年4月より品質を確保する対策として、最低制限価格を見直しました。</p> <p>平成21年4月より、難易度が標準以上で予定価格5百万円以上のすべての設計業務に試行を拡大しました。</p>

# 入札及び契約制度の改善について（三重県測量設計業協会）

## 1 設計業務の県外企業発注量の縮小

設計業務においては、業務内容に応じ難易度を4種類に分けており、業務の難易度が「高度な業務」における管理技術者の資格要件を、これまでは「技術士」のみとしていました。

平成21年4月1日からは、これを技術士のほか、国土交通大臣が認定した資格である「技術管理者」、(社)建設コンサルタンツ協会が認定した資格である「RCCM」のいずれかとすることにより、技術士の少ない県内業者への発注機会を拡大しました。

### 設計業務にかかる発注基準

現 行			改 正	
難易度区分	配置技術者	資格要件	配置技術者	資格要件
簡 易 (業務例：歩道設計など)	管理技術者	技術士、技術管理者、RCCMのいずれか	同左	
	照査技術者	技術士、技術管理者、RCCMのいずれか		
標 準 (業務例：一般的な道路詳細設計など)	管理技術者	技術士、技術管理者、RCCMのいずれか	同左	
	照査技術者	技術士、技術管理者、RCCMのいずれか		
高 度 (業務例：一般的な道路の予備設計、高規格道路等の詳細設計など)	管理技術者	技術士	管理技術者	技術士、技術管理者、RCCMのいずれか
	照査技術者	技術士、技術管理者、RCCMのいずれか	照査技術者	同左
難度の高い (業務例：高規格道路等の予備設計など)	管理技術者	技術士	同左	
	照査技術者	技術士		

※「管理技術者」： 契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者。

「照査技術者」： 成果物の内容について技術上の照査を行う者。

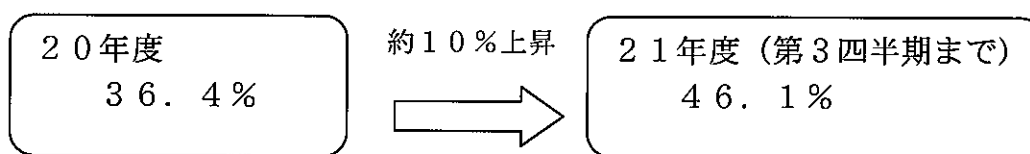
「技術士」： 「技術士法」に基づく資格。

「技術管理者」： 国土交通大臣が認定した資格。

「RCCM」： (社)建設コンサルタンツ協会が認定した資格。

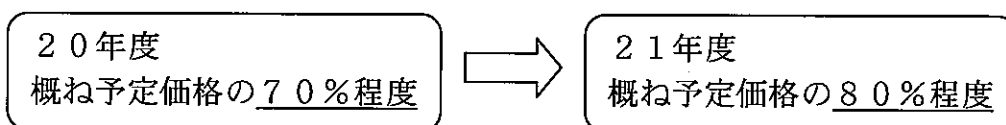
【改正の効果】

○県内企業の受注率（金額）



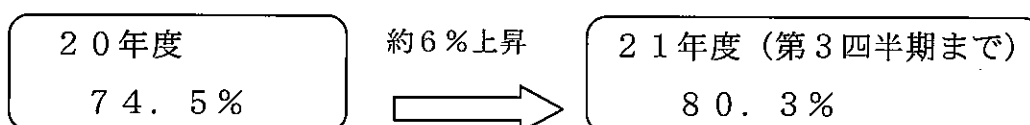
2 最低制限価格の引き上げ

平成21年4月1日から最低制限価格の算定式を改定し、概ね予定価格の70%程度から概ね予定価格の80%程度としました。



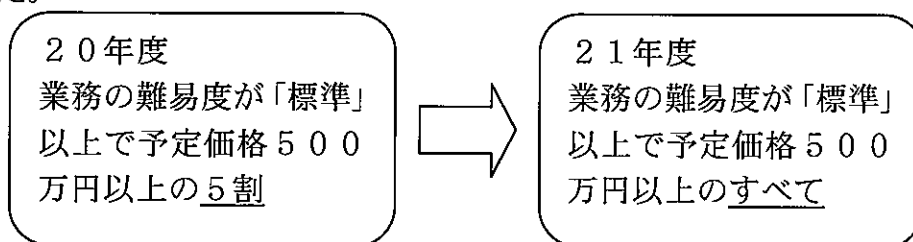
【改正の効果】

○落札率

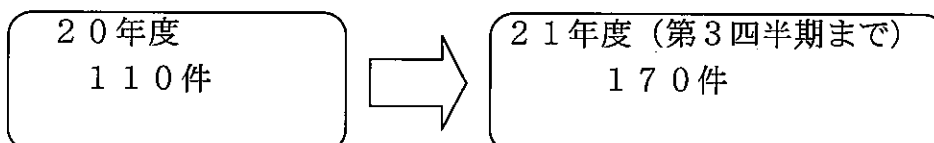


3 県内企業を対象にした「総合評価方式」による発注の早期全面実施

平成20年度は、業務の難易度が「標準」以上で予定価格500万円以上の設計業務を対象業務とし、その5割に総合評価方式を試行していましたが、平成21年4月1日からは、対象業務の原則すべてに総合評価方式を試行拡大しました。



○実施件数





## 平成21年度 包括外部監査結果に対する対応方針

### 1 包括外部監査のテーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行

### 2 県土整備部における監査対象施設及び監査報告数

施設名	結果	意見	合計
三重県流域下水道施設	2	6	8
三重県営都市公園熊野灘臨海公園	2	1	3
三重県営都市公園北勢中央公園	0	8	8
三重県営都市公園鈴鹿青少年の森	3	7	10
三重県営都市公園亀山サンシャインパーク	0	5	5
三重県営都市公園大仏山公園	3	6	9
三重県営住宅、三重県特定公共賃貸住宅	1	3	4
合計（7施設）	11	36	47

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

### 3 監査結果の概要及び対応方針

#### (1) 三重県流域下水道施設

##### ア. 使用不能な県有備品にかかる手続について

動作不良等により既に使用されていない固定資産（県貸与備品）について、県における除却手続等の適切な対応がとられることなく指定管理者で保管されていた。

◎対応方針：指定管理者において不用物品の洗い出しを行いました。本年度中に県で廃棄処分等の手続きを完了し、今後は、使用不能備品に係る速やかな処分等の手続きを徹底します。

##### イ. 南部浄化センターの薬品管理簿の整備状況について

指定管理者において、同種の薬品について古い帳簿から新しい帳簿への引継ぎが適切に行われていなかった。

◎対応方針：指摘後、直ちに指定管理者において適切な帳簿引継ぎ手続きを行いました。今後は在庫確認と併せて管理の徹底を指導していきます。

#### (2) 三重県営都市公園 熊野灘臨海公園

##### ア. 管理運営費の正確性について

指定管理事業の管理運営費の一部が、公園内において指定管理者が別途管理許可を受けて運営しているテニスコート事業費で処理されていた。

◎対応方針：今年度新たに指定した指定管理者においては、指定管理業務にかかる管理運営費と他の事業費とは明確に区分されています。今後も正確に集計されるよう指導していきます。

##### イ. 利用者数の集計方法について

公園利用者数の把握方法に関して、県が指示した手順書と一部異なる方法で指定管理者が集計を行っていた。

◎対応方針：指定管理者において、手順書どおり集計するよう改善しました。今後は、県の実施状況調査時において手順書どおりに適正に実施されているか確認をします。

### (3) 三重県営都市公園 鈴鹿青少年の森

#### ア. 領収書の但し書き欄の記載について

指定管理者の発行した、多くの領収書において但し書き欄が空白になっていた。

◎対応方針：指定管理者において、領収書の但し書きを適切に記入するように改善しました。今後も指定管理者を指導していきます。

#### イ. 県有備品の管理について

指定管理者において、県からの貸与物品の一部について現物と貸与リストとの照合ができていなかった。

◎対応方針：貸与物品の全てについて現物と貸与リストとの照合を実施しました。今後も、年1回実施していくよう指定管理者に指導していきます。

#### ウ. 指定管理料の支払い遅延について

平成20年度の指定管理料が、県から指定管理者に協定書どおり四半期ごとに支払われず、平成21年4月にまとめて支払われていた。

◎対応方針：平成21年度分の指定管理料については、協定書に基づき適正に支払っています。今後も適正な支払いを徹底します。

### (4) 三重県営都市公園 大仏山公園

#### ア. 事業計画の実施状況について

指定管理者選定時に指定管理者が提出した事業計画書において、安全対策マニュアルを作成する旨が記載されているが、作成していなかった。

◎対応方針：安全対策マニュアルについては、平成22年4月を目途に指定管理者において作成予定です。今後も事業計画書に記載した事項は、確実に実施するよう指導していきます。

#### イ. 再委託先変更時の県の承認について

再委託先の変更について、指定管理者が協定書で定められている県の承認を受けていなかった。

◎対応方針：承認を受けていなかった再委託先の変更については、指定管理者に報告を求め、確認をしました。今後は、協定書に基づき適正に承認を受けるよう厳重に指導していきます。

#### ウ. 区分経理について

指定管理者において、協定書に基づき別途指定管理事業用の専用口座を作成していたが、年度途中における他の通帳との区分経理が明確に行われていなかった。

◎対応方針：指定管理者において、監査終了時点までに改善が行われました。今後も区分経理を明確に行うよう指導していきます。

### (5) 三重県営住宅、三重県特定公共賃貸住宅

#### ア. 職員の研修計画について

指定管理者選定時に指定管理者が提出した事業計画書において、職員の研修計画を作成する旨が記載されているが、具体的な計画は作成していなかった。

◎対応方針：研修計画については、平成22年3月中に各指定管理者において作成予定です。今後も事業計画書に記載した事項は、確実に実施するよう指導していきます。

平成21年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<input type="checkbox"/> 町長 平成21年度 監査結果		
<b>(1) 使用不能な県有備品にかかる手続について【結果】</b>		
<p>スターラー（往査時は6台中5台が使用されていなかった）の例のように、動作不良等により既に使用されていない固定資産について、除却手続等の適切な対応がとられることなく保管されていた。利用可能性のない固定資産については、県に除却申請を行い、県の手続に基づいて処分することが必要である。</p>	<p>平成21年12月に、(財)三重県下水道公社で不用物品の洗い出しを行いました。現在、各浄化センター所管の県地域機関で廃棄処分等の手続を行っており、本年度中にすべての処分が完了します。</p> <p>今後は、備品の照合作業において使用不能な備品が見つかった場合は、速やかに処分等の手続を行うことを徹底します。</p>	<p>県土整備部  (財)三重県 下水道公社</p>
<b>(2) 南部浄化センターの薬品管理簿の整備状況について【結果】</b>		
<p>南部浄化センターの試薬管理簿については、同種の薬品について2冊の帳簿が作成されていた。毒物・劇物等、一部の薬品について途中から新しい帳簿を採用し、残余については従前の管理簿で管理し続けているためであると考えられるが、従前の帳簿を閲覧したところ、何の転記証跡もなく記載欄の途中で終わってしまっているものが散見された。また、新しい帳簿についても従前の帳簿からの引き継ぎ状態が明確になっていなかった。まず、このように2種類の帳簿が存在すること自体、管理の複雑化をもたらし、人員交代等があった場合に混乱を生じる原因となる。特に毒物・劇物は、その性質上厳重な管理が行われるべきであるが、帳簿が複数存在することにより、実数の把握誤りや故意の帳簿操作を発見する機能が低下する虞がある。管理厳格化の前提として、帳簿を統一化し一元管理を行うべきである。また、帳簿を新しいものに引き継ぐ際は、古い帳簿にそれ以上追加記載が行われないう、記載の終了を明確にし、新たな帳簿に最後の残数が転記されたことを明確にすべきである。新しい帳簿の最初の記載に関しても同様である。</p> <p>さらに、「試験操作マニュアル」には定期的に在庫確認を実施することが規定されているが、管理簿を閲覧したところ、在庫確認は実質不定期となっており、規定の回数を実施していなかった。在庫確認を定期的に実施し、現物管理をより厳格に行う必要がある。</p>	<p>南部浄化センターの薬品管理簿については、包括外部監査の現地視察において指摘された後、直ちに適切な帳簿引継ぎ手続を行い1冊に統合しました。</p> <p>また、在庫確認については、平成22年1月に制定した『三重県下水道公社毒物・劇物管理要領』に基づき、毎年3月31日現在で保管している毒劇物の数量を受払簿と照合し、管理責任者を經由して、浄化センター所長に報告する方法に変更しました。今後は、実施の徹底を図ります。</p>	<p>県土整備部  (財)三重県 下水道公社</p>
<b>(3) 非公募による指定管理者の選定について【意見】</b>		
<p>指定管理者の選定方法として非公募を採用している。加えて、指定管理料＝運営管理費の実費相当額であるため、指定管理者制度の目指すところの、民間ノウハウ</p>	<p>指定管理者の選定方法及び流域下水道の適切な委託方法等については、流入量の増加見込みや流入水質の</p>	<p>県土整備部</p>



<p>の活用、費用削減努力の促進と合致するかどうかという点について疑念を抱かせかねない。</p> <p>まず、この点につき、コスト削減努力については、費用削減目標を単に数値だけでなく方法についても事業計画において提示させるとともに、実績と比較することで評価を行うことにより解消している。</p> <p>しかし、再委託率が52%にも上る状況の下で、あえて非公募とし、さらに5施設を一括して任意指定にすることについての疑念は残る。</p> <p>この点、非公募の理由のひとつとして、三重県の下水道処理人口普及率が全国平均72.7%に対して43.7%であり、整備途上にあるため流量や水質が不安定であることから、ライフラインとしてのセーフティネットを確保する必要がある、公募はなじまないとの判断からであるとのことであった。また、流域下水道施設を一括して任意指定している理由は、不測の事態が発生した場合の応援体制、管理水準の平準化、運営の効率化を図るため、全処理区を一括して運営管理することが適切との判断によるものとのことである。</p> <p>しかし、今後、県下における下水道処理が普及し、流入量や水質が安定すれば、公募が適切な状況も生じうると考えられ、また、処理技術に関してノウハウを持った民間事業者が多く出現してくる等により、必ずしも一括管理が最適ではない状況が生み出される可能性もある。</p> <p>県下の下水道整備計画に合わせて、指定管理者制度と三重県下水道公社の在り方について、流域関連市町も交え長期的な視点から検討する機会を継続的に設け、随時社会情勢に合わせて見直しを図っていくことが望まれる。</p>	<p>状況を踏まえ、関連市町と協議しながら、次回更新時に検討を行う予定です。</p> <p>また、三重県下水道公社のあり方については、新しい公益法人改革を踏まえながら速やかに検討を行っていきます。</p>	<p>(財) 三重県 下水道公社</p>
<p>(4) 再委託の金額について【意見】</p>		
<p>平成20年度における指定管理者から外部への再委託金額は総額1,168,801千円であり指定管理料(2,244,076千円)の52%を占めている。従って再委託料の低減が、コスト削減の重要な要素となる。</p> <p>再委託料は、固定費のみではなく薬品使用量等にも左右されるため、処理水量が重要な要素になるが、処理水量は増加している一方で多くの浄化センターで再委託料が低減している。これは、契約を複数年としたり、委託業務を包括化することによる割引効果、公募入札における積算の厳格化等による費用削減効果が表れたものであると考えられる。</p> <p>今後も、効率的な契約範囲の模索等により、業務品質を落とすことなく、更なる費用削減を実現することが期待される。</p>	<p>平成21年度からの指定管理期間では、「工程管理用水質試験の完全自社化」等に新たに取り組むとともに、前回の指定管理期間に引き続き「委託業務の複数年契約」や「脱水汚泥の含水率の低減」に取り組み、更なる費用削減に努めていきます。</p>	<p>県土整備部 (財) 三重県 下水道公社</p>
<p>(5) 県有備品の管理について【意見】</p>		
<p>各浄化センターにて、県からの貸付物品台帳と現物の照合作業が年1回実施されている。しかし、結果の残し方や決裁については規定されておらず、各担当者保管となっている。照合作業が漏れなく適切に行われたことを組織的に確認するため、</p>	<p>平成22年3月までに、現物照合や記録等に関する手続の要領と様式を定めるとともに、その要領に基づき、年1回照合作業を行います。</p>	<p>県土整備部 (財) 三重県</p>

<p>固定資産の実査記録の方法をマニュアル化し、適切な役職者の承認を経て保管しておく一連の手続の策定・実施が望まれる。</p>		<p>下水道公社</p>
<p>(6) 薬品類の管理規程について【意見】</p>		
<p>各浄化センターは水質試験用の試薬を保有しており、これには一部毒劇物が含まれている。毒劇物は「毒物及び劇物取締法」に基づき、各浄化センターで管理要領を整備し管理している。各浄化センターの管理要領を閲覧したところ、毒劇物の棚卸に関する規定の有無、管理簿様式の相違など、一部の基準が統一的に整備されていなかった。浄化センターごとに管理要領が異なることは、管理レベルのばらつきを生じさせる虞がある。また、浄化センター間での人員の交代が生じた場合の引き継ぎにも支障を来し、効率的な作業を害する可能性もある。</p> <p>同様の薬品類を使用し、同様の業務が実施されているのであれば、管理要領や管理簿も統一化するのが自然である。仮に浄化センター特有の事情があるのであれば、管理要領の下位規程としてのマニュアルを整備し、そちらに記載することで補完できる。全浄化センターで共通の管理要領・管理簿の雛型を作成し、管理レベルを統一化することが望まれる。</p>	<p>各浄化センターにおける管理レベルの統一化を図るため、平成22年1月に新たに『三重県下水道公社毒物・劇物管理要領』を定め、管理規程及び管理簿の一元化を行いました。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県 下水道公社</p>
<p>(7) 現金管理について【意見】</p>		
<p>各浄化センターは小口現金を保有しており、金庫に保管されている。小口現金は出納担当者と資金前渡職員によって現金出納簿により入出金が管理され、月ごとに事務局長に報告される。この処理に関しては「常時必要とする経費（資金前渡）の浄化センターへの交付について（通知）」（平成18年6月1日）に記載されているが、一部の事務処理について、実際の運用と異なる記載があった。記載事項の妥当性についても再検討することが望まれる。また、各浄化センターの現金出納簿を閲覧したところ、松阪浄化センターの現金出納簿について、係と資金前渡職員の押印がなかった。現金は、不正・横領の対象となるリスクの高い資産であるため、特に厳格な照合作業が必要とされる。通知文書を周知徹底し、厳格な管理を行うことが望まれる。</p>	<p>下水道公社の会計規程では、資金前渡金の精算は、毎月10日までに前月の精算状況について、精算書を作成して証拠書類を添えて事務局長に報告することになっています。一方、「常時必要とする経費（資金前渡）の浄化センターへの交付について（通知）」（平成18年6月1日）では、会計規程に基づく精算の前に、資金前途職員は支払書類に証拠書類を添付して事務局長に報告するようになっており、事務が一部重複していました。これを改めるために、通知を改訂し平成22年2月から実施しています。</p> <p>また、現金の厳格な管理を行うため、この改訂通知の各職員への周知徹底を図ります。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県 下水道公社</p>
<p>(8) 運転監視業務に係る修繕の報告形式について【意見】</p>		
<p>各浄化センターは、それぞれ運転監視業務を委託している。1件500千円以下の修繕について、委託先業者が自ら判断して実施することも委託業務に含まれており、修繕を実施した時には機器不具合報告書の作成と提出を求めている。</p> <p>この機器不具合報告書の形式は浄化センターによって異なっており、写真、図画等を添付し詳細に説明しているセンターもあれば、1枚の用紙に日付、修繕箇所、修繕内容が簡潔に記されているのみのセンターもあった。委託先によって報告の様式や報告内容に濃淡があった。</p>	<p>各浄化センターの平成22年度運転監視業務の契約の際に、業務委託仕様書を変更し、修繕を実施した時に報告する様式・報告内容について統一する予定です。</p>	<p>県土整備部 (財)三重県 下水道公社</p>

これは、仕様書において、単に「報告を求める」とだけ定められているため、報告の様式、報告内容が委託先業者の任意になっていると推測される。  
 センターごとに設備の規模、仕様、経過年数などが異なるため、一律に同じ様式を使用することまでは必要ないが、各委託業者への要求水準がセンターごとに大きく異なることのないよう、報告すべき項目を浄化センター共通として定めることが望まれる。

□ 熊野灘臨海公園 管理運営費の集計

(1) 管理運営費の正確性について【結果】

平成 18 年度から平成 20 年度まで、一定の金額で管理費が計上されている。この理由は、指定管理事業の管理運営費の一部が、公園内において紀北町が管理許可を受けて運営しているテニスコート事業費で処理されていることによるものである。テニスコートの利用受付は公園内の管理事務所で行っており、管理事務所で発生した費用を指定管理事業とテニスコート事業に配分しているが、コピー機の使用料(使用料及び賃借料)など一部については、指定管理事業費と指定管理料が一致するように配分しているとのことであった。  
 また、紀北町の本庁及び紀伊長島支所に所属する職員が、公園管理業務に従事した時間にかかる人件費が管理費用に含まれていなかった。日常の公園管理業務は、海山区については外部委託し、紀伊長島区については臨時職員を配置していたが、間接的な管理業務及び問題発生時の対応は紀北町の本庁及び紀伊長島支所が他の業務と兼務して行っていた。こうした兼務の場合、正確な従事時間を測定することは困難かもしれないが、概ね何日公園に行ったであるとか、公園の管理に関する書類を作成した、といった概算値は算出できるのではないだろうか。  
 なお、この指定管理者は平成 20 年度で終了している。今後同様の事例が発生した場合には、可能な限り正確に指定管理業務に係る管理運営費を集計することが必要である。

平成 20 年度で紀北町の指定管理期間は終了しています。現在は、民間業者が新しい指定管理者となっており、指定管理業務にかかる管理運営費については、事前に他事業(テニスコート事業)と仕分けし、明確に区分がされています。今後も指定管理事業の費用が正確に集計されるよう指定管理者に指導していきます。

県土整備部  
紀北町

(2) 利用者数の集計方法について【結果】

利用者数の把握は、当時の都市基盤室(現都市政策室)策定の「熊野灘臨海公園の公園利用者数の把握(手順書)」(平成 17 年 4 月 1 日)に基づき下記の通り行われている。

$$\text{道の駅の利用者数 (a)} \times \text{係数 1} + \text{パトロール車による利用者数} + \text{海山町園内利用者数 (b)} \times \text{係数 2} + \text{大白テニスコートの有料利用者数} + \text{三セクの有料利用者数} + \text{イベント等の利用者数}$$

道の駅及び大白地区の利用者数把握については、手順書どおり集計するよう改善しました。  
 今後は、公園管理運営会議を開催し、必要があれば集計方法の見直しを行うとともに、実施状況調査時において手順書どおり適正に実施されているか確認をします。

県土整備部  
紀北町

(a) 道の駅利用者数：指定管理者が館内、駐車場等で1日に4回把握した数値を合計し換算係数6を乗じた数値とする。

(b) 大規模なイベントに伴う利用者については、主催者からの報告を受けて別途に加算する。また、バスを利用する団体利用等については、別途に台数・人数を把握して加算する。

(c) 海山町内の大白地区公園の利用者数については指定管理者が1日3回の巡視のなかで目視観測した数値を合計し、換算係数1.3を乗じた数値とする。

上記(a)(b)を中心に利用者数の集計表過程を確認したところ、下記の不整合が見受けられた。

(1) 実際には「1日に6回把握した数値を合計し、換算係数4を乗じた数値」にて計上している。

(2) 当日発着したバスの台数に応じて人数が加算されている。この点、バス1台あたり一律35人が積算されているが、35人とする根拠は不明確である。

(3) 大白地区の集計シートは、上記の換算はおこなわれていない。実際には午前・午後それぞれ2時間で把握された人数に40人（ほぼ毎日夕方利用する人）を加算して計上している。

利用者数は成果の達成度を測るための重要な指標である。県との手順書に基づかず、独自の方法で利用者を集計すれば、他施設との公平感を阻害し、成果目標に対する評価を誤った方向に導く虞もある。また、指定管理者が採用していた方法は、指定管理が行われる以前から採用されていた方法を踏襲したものであるが、指定管理者が変更された場合に、事実の変化に関わらず現指定管理者と集計方法が異なってしまうこととなる。

また、県側においても、重要な指標である利用者情報の集計過程について、県の指示する方法で行われているかモニタリングする必要がある。さらに、当該手順書では「3年に一度程度、公園管理運営会議で利用者数の把握方法を検討し、必要であれば見直す」としているが、実際には公園管理運営会議は開催されていなかった。集計手順が実態に合っているかどうかについて、上述の公園管理運営会議において協議されるべきであった。

(3) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を

月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察

県土整備部

<p>実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>に当たっての実施手続については、指定管理者制度を所管する総務部が示す最低限実施すべき水準を踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などについて共通事項を整理して文書化し、公園管理を担当する建設事務所に周知します。</p>	<p>紀北町</p>
<p>□ 県土整備部 公園管理課</p>		
<p>(1) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】</p>		
<p>当施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。</p> <p>指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・把握し、指定管理の支出額との比較を行うことで、制度導入による費用の削減効果を計ります。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>
<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たっての実施手続については、指定管理者制度を所管する総務部が示す最低限実施すべき水準を踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などについて共通事項を整理して文書化し、公園管理を担当する建設事務所に周知します。</p>	<p>県土整備部 岩間造園株式会社</p>

	目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続きが行えるような文書を作成しておくことが望まれる。		
	<b>(3) 日報の確認について【意見】</b>		
	<p>公園内の清掃及び遊具等設備の点検は、職員が毎日おこなっており、日報にその結果を記載している。管理職員は1週間に1回日報の内容を確認している。しかし、日報には確認の痕跡は残っておらず、異常発生について記載されている場合にもその対応は記載されていなかった。しかし実際には、県への報告のために月次報告書が作成されており、こちらについては異常の発生とその対応が詳細に記録されていた。したがって、異常が放置されず適時に対応されたことがわかった。</p> <p>管理職員の業務の執行状況について、その上席者は監督する必要がある。そのため、目に見える形で業務の痕跡を残すことが必要である。日付と確認者が分かるような検印を押す、サインをするなどの方法が考えられる。</p>	指定管理者において作成する日報に上席者が日付、サインを記入する欄を設けて、確認者の記録を残すよう指導しました。	<p>県土整備部</p> <p>岩間造園株式会社</p>
	<b>(4) 長期修繕計画の策定について【意見】</b>		
	<p>修繕計画については、単年度、複数年度ともに作成していない。現状は、修繕が必要な状況が発生した都度修繕している。</p> <p>協定上の金額を超えるものについては県が行うこととなっているが、指定管理開始から現在まで特に計画的に修繕が必要な箇所は提示されていない。</p> <p>当公園については平成20年度が指定管理者制度導入の初年度であるが、今後は、修繕が必要な箇所が複数出てくるであろう。</p> <p>施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。</p>	県では、平成22年度において修繕計画策定に向けた施設調査等を指定管理者との協議のもとに実施する予定です。	<p>県土整備部</p> <p>岩間造園株式会社</p>
	<b>(5) 危機管理について【意見】</b>		
	<p>危機管理について、「危機管理体制」が事業計画の中に含まれており、その中に避難訓練を実施することが定められているが、平成20年度は実施されていなかった。</p> <p>また、「危機管理体制」の中には、何を持って危機とし、どんな状況で当体制が効力を発揮するかなど定義がない。こうしたことは、職員に対する危機管理教育において重要な事項であり、避難訓練の実施と合わせて検討することが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、管理事務所の火災を想定した消防署への通報訓練、更衣室使用者の避難訓練を平成21年度末までに実施する予定です。</p> <p>平成22年度以降も事業計画書に基づき実施するよう指導します。</p> <p>また、想定される危機を事業計画の中に具体的に記載するとともに指定管理者職員に周知するよう指導します。</p>	<p>県土整備部</p> <p>岩間造園株式会社</p>
	<b>(6) テニスコート等の利用受付について【意見】</b>		
	テニスコート等の施設の受付は、窓口のみであるため、申込するためには、一度公園を訪れなくてはならない。遠方の人にも利用していただくためには、電話での受付があると便利であり、利用者数の増加につながる可能性がある。	公園利用者の増加につながるよう平成22年度には、予約の電話受付導入に向けて指定管理者と協議します。	<p>県土整備部</p> <p>岩間造園</p>

<p>現状では、電話での予約の場合本人確認ができないため、電話での予約をしていない。本人確認の方法として、個別に受付番号を伝えておき当日口頭で確認する、当日身分証明書の提示を依頼する等工夫を行えば、電話受付のデメリットも解消されるのではないだろうか。</p>		株式会社
<b>(7) 口座管理について【意見】</b>		
<p>指定管理者は、指定管理分の預金口座は別途開設しておらず、指定管理者の本社の口座を利用している。また、金融機関からの残高証明書も、会社の決算期末である9月に入手している。</p> <p>預金口座を本社分と一括して開設している場合、指定管理分の預金残高を把握することが困難である。指定管理分の預金と本社分の預金とを混同しないために、指定管理分の口座を別途開設することが望まれる。</p> <p>また、県に収支状況を報告するときの収支差額は、小口現金を除き預金残高と整合する。そのため、指定管理分の口座を別途開設した上で、指定管理の事業年度末である3月で残高証明書を手入れし、収支差額と照合することが望まれる。</p>	<p>指定管理分の預金と本社分の預金を混同しないように、平成22年4月から指定管理分の預金口座を別途開設する予定です。</p> <p>今後も口座管理を明確に行うよう、指定管理者に対し指導していきます。</p>	県土整備部 岩間造園株式会社
<b>(8) 事業計画の実施状況について【意見】</b>		
<p>平成20年度事業計画の実施状況についてヒアリングしたところ、いくつかの事項が未実施であった。</p> <p>まずは、スポーツ大会の主催、地域住民との協働による利用促進への取組であるが、いずれも平成21年度以降実施の予定とのことであるので、今後に期待したいところである。</p> <p>次に、年4回満足度ヒアリング調査を掲げているが、現状は巡回スタッフ及び受付スタッフが利用者からの要望や問い合わせに対応しているのみであり、常時設置しているアンケートを主に活用している状況である。したがって、実態に合った形の取組を計画することが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、平成21年度は「自然観察会」、「野球教室」、「門松作り」、「しいたけ作り」を利用促進への取組事業として実施しました。平成22年度以降も事業計画に記載された事業は確実に実施するよう指導していきます。</p> <p>利用者からの聴き取りによる満足度ヒアリング調査については、平成21年度から実施しており、利用促進やサービスの向上につなげていく予定です。</p>	県土整備部 岩間造園株式会社
1. 事業計画の実施状況について【結果】		
<b>(1) 領収書の但し書き欄の記載について【結果】</b>		
<p>領収書控を調査したところ、公共料金に関するものを除いて、多くの領収書控の但し書き欄が空白となっていた。その内容に関して質問したところ、大半が自主事業の際に参加者が加入するレクリエーション保険代の立て替えに関するものであった。金銭の受取の理由を明らかにするために、但し書きは漏れなく記入することが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、今後は領収書の但し書きを適切に記入するよう改善しました。</p> <p>今後も漏れなく記入するよう指定管理者に指導していきます。</p>	県土整備部 東海美松園グループ

<p><b>(2) 県有備品の管理について【結果】</b></p> <p>年度協定書締結に当たり、県有物品の貸出を指定管理者に行うために県と指定管理者との間で貸出物品の内容・数量の確認を行っているとのことであるが、実際のその確認の状況について、現物と貸出物品のリストとの照合をどのように実施しているか質問したところ、事務室に置いてある一部の備品についてのみ実施されているとのことであった。</p> <p>したがって、貸与物品のすべてについて網羅的に現物との照合は実施できていないということになる。</p> <p>指定管理者は県からの貸与物品について適切に管理する責任を基本協定書によって負うこととなっているため、原則として年度ごとに貸与物品全件について網羅的に現物との照合を実施したうえで、確認した証跡を記録に残すことが望まれる。</p> <p>貸与物品が数多くかつ通常滅失する可能性があまりないと考えられる遊具等については、少なくとも指定管理者の管理期間が終了する期間内に順次ローテーションで現物照合を実施するなどして、指定管理業務の引き継ぎ時に支障が出ないように留意することが必要である。</p>	<p>貸与物品全件について現物と貸与リストとの照合を実施したうえで、確認した証跡を記録に残すことを平成22年2月末までに実施しました。</p> <p>今後も年に1回は照合を実施し、確認した証跡を残すよう指定管理者を指導していきます。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>
<p><b>(3) 指定管理料の支払い遅延について【結果】</b></p> <p>県と指定管理者が平成20年4月に締結した鈴鹿青少年の森の管理に関する基本協定書第5条3項において、毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び支払方法については、別途事業年度毎に締結する協定（年度協定）により毎年度定めるとしており、鈴鹿青少年の森の管理に関する年度協定書第4条2項では別途協議した資金計画に基づき、指定管理者の請求により概算払いできるものとするとしている。</p> <p>別途作成している平成20年度の資金計画書においては第1回支払（4月、5月、6月分）、第2回支払（7月、8月、9月分）、第3回支払（10月、11月、12月分）、第4回支払（1月、2月、3月分）と4回に分けての支払予定となっていた。</p> <p>上記に基づいて指定管理者側から県に対して指定管理料の支払い請求を実施したが、指定管理料はすべて平成21年の4月に支払われ、平成20年4月から3月末までの期間においては指定管理料の支払いが実施されなかったとのことであった。</p> <p>指定管理料の支払い遅延の理由については、「平成20年度は指定管理者制度導入1年目であり、指定管理料が支出科目上は委託料でありこれまでの管理委託同様支払いに際して完了検査が必要であるという認識があり、四半期ごとの支払金額に対する段階確認の方法を検討したが、金額に見合った内容確認が事実上不可能であり支払いができず、他の支出方法を含め検討を行ったが、適切な支出方法を見出せず支払いが遅延した」とのことであった。</p> <p>年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法による指定管理料の支払いがなされない場合、指定管理者の資金繰りに重大な影響が生じると考えられるため、年度協定書及び資金計画書で協議の上定めた方法により適切な指定管理料の支払いを</p>	<p>今後は、年度協定書に基づいた指定管理料の適正な支払いを徹底します。</p> <p>なお、平成21年度分の指定管理料については、協定書に基づき適正に支払っています。</p>	<p>県土整備部 東海美松園グループ</p>



<p>行う必要がある。          なお、平成 21 年度においては年度協定書に基づいて四半期ごとに概算払いによる支払いが行われているとの報告を受けている。</p>		
(4) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】		
<p>当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。</p> <p>指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を知るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・把握し、指定管理の支出額との比較を行うことで、制度導入による費用の削減効果を計ります。</p>	<p>県土整備部          東海美松園グループ</p>
(5) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年 9 月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たっての実施手続については、指定管理者制度を所管する総務部が示す最低限実施すべき水準を踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などについて共通事項を整理して文書化し、公園管理を担当する建設事務所に周知します。</p>	<p>県土整備部          東海美松園グループ</p>
(6) 施設の修繕について【意見】		
<p>「ネットコンビネーション」という、アスレチック型の遊具に付属している滑り台について、破損している部分があった。</p> <p>平成 21 年 3 月 16 日に行われた施設点検時の施設点検表にも破損状況が記載されていたが、平成 21 年 8 月 12 日の現地視察時においても、修繕・使用再開の目途は立っていないとのことであった。</p> <p>施設の修繕費については、指定管理者が指定管理料の中で、自らの判断によって</p>	<p>今後は、施設に異常が発見された場合には、必要に応じ県と協議し速やかに修繕を行うよう指導します。          なお、当該遊具については、修繕対応済みです。          また県では、平成 22 年度において修繕計画策定に向けた施設調査等を指定管理者との協議のもとに実施する予定です。</p>	<p>県土整備部          東海美松園グループ</p>

実施できる上限金額が協定書において決められている。その上限を超える修繕については県と指定管理者が協議して、修繕の時期や範囲等が決められることになる。

しかし、約5カ月間という長期間において、使用が制限されていること及び危険性を鑑みると、危険回避のために立ち入りを制限するロープが張られているとはいえ、誤って幼児が入りこまないとも限らない。そのため、早急に修繕が行われることが望まれる。

また、現状、上述の遊具も含め施設の修繕計画は作成されておらず、都度必要な部分について修繕を行っている状況である。

施設を日常管理しているのは指定管理者であり、その状況についても熟知しているはずである。要修繕箇所や定期的な保全が必要な箇所について、指定管理期間など複数年での対応も視野に入れた修繕計画の策定を、県と指定管理者双方協議のもと進めていくことが望まれる。

(7) 雑草の除去について【意見】

施設の遊具の周りに、雑草が生えている所が散見された。

広大な公園敷地内において限られた人員であるため、全区画をくまなく除草することは困難であり、雑草が生えたままの箇所がいくつかあった。

自然に親しむ場を提供することも都市公園の役割の一つであろうから、雑草が公園内に生えているのは問題ないであろう。しかし、問題の箇所は遊具が設置された広場であり、ここを利用するのが主に背丈の低い幼児や児童とその保護者であることからすれば、このような場所に雑草が生い茂っていることは、安全面、衛生面で利用者に良くない印象を与える可能性がある。

費用は限られているが、安全、衛生は利用者増加を目指す上でも、重要な要素といえるであろう。公園の中でも、利用者が足を踏み入れる場所について、優先的に除草することの検討が望まれる。

なお、上記事項に関しては外部監査の結果を受け、速やかに対応されたとの報告を受けている。

除草については、公園利用者の安全面、衛生面を考慮し、公園内において優先的に刈る場所を選定して計画的に実施するよう指定管理者に指導していきます。

県土整備部  
東海美松園  
グループ

(8) 指定管理者が行っている承認方法について【意見】

支払業務等の日常業務を行うに当たって、上席者の承認を得て行っているものの文書の作成は行わず、口頭によって承認を行っているとのことである。

確かに、指定管理者は小規模の同族会社であるため、支払の都度、同等の文書による承認を要するのは非合理的なことであるかもしれない。しかし、トラブルを避けるためには実施されている承認について、その形跡を残すことが望まれる。

指定管理者において、今後は上席者の承認を得る際には、書類にサイン、印によりチェックした形跡を残すよう改善しました。

今後も適切な方法により実施されるよう指定管理者に指導していきます。

県土整備部  
東海美松園  
グループ

(9) 現金管理について【意見】

小口現金については現金出納帳が作成されているが、月末の現金有高が現金出納帳の通りであることを検証した証跡は残していないとのことである。今後は、手元

指定管理者において、今後は出納帳、出金伝票、現金を照合した際には、証跡として確認印を押印するよ

県土整備部

準備金としての現金の重要性や横領による不正リスクの高さを勘案し、証跡を残すことが望まれる。

う改善しました。  
今後も適切な方法により実施されるよう指定管理者に指導していきます。

東海美松園  
グループ

(10) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】

当該施設に関する資金管理や現金収受など業務遂行のためのマニュアル及び経理処理を行う上での規程等の整備状況について質問を実施したところ、実務面での職務分掌や相互チェックなどは実施しているとのことであったが、マニュアルや規程については文書化していないとのことであった。業務内容のマニュアル化をすることや経理処理を行う上での規程を整備することは業務の品質を一定に保つとともに、担当者の病欠などの不測の事態に対応するためにも非常に有効な手段となるものである。

ただし、詳細な規定やマニュアルの整備を指定管理者に求めることは指定管理者としての業務上過度な負担となることも考えられる。そうした場合には、適切な業務遂行に資するために、現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。

指定管理者において、会計関係のマニュアル等を平成21年度末を目途に作成する予定です。  
指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認し、必要に応じて指導を行います。

県土整備部  
東海美松園  
グループ

(1) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】

当該施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。

指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。

指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・把握し、指定管理の支出額との比較を行うことで、制度導入による費用の削減効果を計ります。

県土整備部  
大島造園土木  
株式会社

(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。

地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び

月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たっての実施手続については、指定管理者制度を所管する総務部が示す最低限実施すべき水準を踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などについて共通事項を整理し

県土整備部  
大島造園土木  
株式会社

<p>現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が2006年9月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしており、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>	<p>て文書化し、公園管理を担当する建設事務所に周知します。</p>	
<p>(3) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】</p>		
<p>亀山サンシャインパークにおける指定管理業務の実施における会計規程等の整備状況について確認を実施したところ、会計規程、業務実施上重要と考えられる資金管理及び料金収受に関するマニュアルについては未整備であるとのことであった。</p> <p>指定管理者の規模によっては自前での会計規程等の整備は過度な負担になるとともに、当該規程類の整備を厳格に求めることはかえって指定管理業務の受託者の範囲を限定することになると考えられるが、業務に関する手順書の作成は指定管理者に求める管理レベルの水準を一定に保つことや引き継ぎなどの効率的な実施に有効である。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、会計関係のマニュアル等について会計手順を文書化して整備しました。</p> <p>指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認しました。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p>
<p>(4) オアシス館の情報コーナーの利用状況について【意見】</p>		
<p>当該指定管理業務の中において、亀山サンシャインパークに隣接するハイウェイオアシス館の一部を賃借し、三重県及び亀山市の情報提供スペースとして利用者への広報・広告活動を行っている。</p> <p>当該スペースには、長椅子が設置されている他には、三重県及び亀山周辺の物産品の展示ケースと亀山周辺を紹介したテレビ番組と施設案内が切り替えられるビデオ装置が設置されていた。</p> <p>場所はオアシス館の中でも奥まった場所にあり、8坪しかないため、情報提供スペースとして多くの利用者の来訪が望めるとは思い難い。県は賃料として年間約110万円、指定管理者は共益費として約40万円支払っているが、そもそもこのスペースを県が賃借し、指定管理者に管理させるほどの意義があるのか疑問は残る。それでもなお、情報コーナーを継続するのであれば、より亀山サンシャインパークの特色を出せるような展示を工夫することが望まれる。</p>	<p>平成21年度は、広報・広告活動として常設の展示・機器の設置以外に、公園の写真コンテストの作品展示及び公園利用者のアンケート結果の掲示を行いました。情報コーナーの利用方法については、広報活動方策も含め指定管理者や関係機関と協議し、今後の取扱いを検討します。</p>	<p>県土整備部 大島造園土木株式会社</p>

## (5) 備品の現物管理について【意見】

備品の現物につき、県貸与品とそれ以外の備品を区分するための手続が取られていなかった。

指定管理業務の管理スペースには亀山サンシャインパーク株式会社が管理するオアシス館の一角も含まれ、当該スペースに県からの貸与品が置かれている。当該スペースは扉のないスペースの一角であり、ともすれば、亀山サンシャインパーク株式会社の備品と混在する虞がある。

また、県からの貸与備品については、毎年、貸与契約が締結されるため、貸与備品一覧が作成され、年に一度は備品の実査が行われるが、管理番号シール等を貼るなど明確に区分するための手続をとらなければ、リストと現物との照合が困難になる可能性がある。

そのため、県からの貸与備品については管理番号シールを貼るなどして、他者の管理備品と明確に区別するとともに、リストと関連づけをしたうえで、現物に漏れないかどうかを確認する必要がある。

なお、第1回の現地視察時の結果を受け、上記は速やかに対応されたとの報告を受けている。

県貸与品とそれ以外の備品との区分については、管理番号シールを貼ることにより対応済みです。

今後も年に1回は照合を実施し、確認した証跡を残すよう指定管理者を指導していきます。

県土整備部

大島造園土木株式会社

□ 大仏山公園 大仏山公園

## (1) 事業計画の実施状況について【結果】

指定管理者が県に提出した事業計画書においては、運営上のマニュアルとして事故発生時の対応などの危機管理体制の整備を行うための安全対策マニュアルを作成するとの記載がなされていたが、現地施設往査時に安全対策マニュアルの提示を求めたところ、緊急連絡先の掲示はなされていたものの安全対策マニュアルは作成されていないとのことであった。

事業計画書に記載した事項は指定管理業者の選定における判断材料になる重要な書類であり、事業計画書に記載した事項については適切に実施することが必要である。

指定管理者において、事業計画書にある安全対策マニュアルについては、平成22年4月を目途に作成予定です。

今後も事業計画書に記載された事項は、確実に実施するよう指定管理者に指導していきます。

県土整備部

有限会社  
太陽緑地

## (2) 再委託先変更時の県の承認について【結果】

再委託先の変更について、県の承認を受けていなかった。

指定管理業務を再委託する場合、業者間での業務の融通がないか、指定管理業務のうち適切な範囲で委託されているか、業務を再委託することによって業務の質が低下していないか等、を確かめるために、県に承認を受ける必要がある。また、当該事項については、協定書に定められている。

再委託業務と選定業者の県への承認は、計画書に選定先を記載したことで受けていたが、計画書提出後の業者の変更について、県の承認を受けていなかった。

変更内容は、変更前の業者で大仏山公園を担当していた人物が、独立して起業し

承認を受けていなかった再委託先の変更については、指定管理者に報告を求め、確認をしました。今後、再委託先の変更がある場合は、協定書に基づき適正に承認を受けるよう厳重に指導していきます。

県土整備部

有限会社  
太陽緑地

<p>たためその会社に変更したものである。たとえ業務内容に精通していようとも、会社の組織体制や代表者が変わっているため、県への報告、承認を怠ってはならない。</p>		
<p>(3) 区分経理について【結果】</p>		
<p>大仏山公園では、指定管理分について別途預金口座を作成しているが、他の通帳との区分経理が明確におこなわれていなかった。このように、区分経理を行わないと、収支状況を集計する際に、指定管理業務に関する収支が過不足なく集計されない虞がある。また、基本協定書第 18 条にも「他の事業から区分して会計事務を行い、経理を明確にしなければならない」とされている。</p> <p>収支状況の報告は、指定管理業務が効率的に行われているかの一つの指針となる。そのため、収支状況は指定管理業務に関するものを過不足なく集計し、効率性を適切に開示することが必要となる。</p> <p>すなわち、県への報告は収支額によるものであり、収支差額は年度末の現金を除いて、預金残高と整合する。本協定書第 18 条において「専用の口座を開設する」とされている趣旨を理解し、期末の収支差額と預金残高が整合するよう、区分経理を明確に行うことが必要である。</p> <p>なお、今回の外部監査の指摘を受け、監査終了時点までに上記指摘については対応がなされているとの報告があった。</p>	<p>今後も区分経理を明確に行うよう、指定管理者に対し指導していきます。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(4) 指定管理者制度導入以前の支出額との比較について【意見】</p>		
<p>当施設は平成 20 年度より指定管理者制度を導入しているが、制度導入による支出・費用の削減効果を測るために、導入以前と以後の支出額に関する比較を実施しているか否かの確認を実施したところ、従来の支出額は指定管理業務以外の費用を含めた金額での把握を実施しており、指定管理業務に該当する業務に関する費用をその中から区分・把握をしたうえで当年度の支出額との比較を行うということは実施していないとのことであった。</p> <p>指定管理者制度導入の目的の一つに費用の削減があり、指定管理者制度導入の効果を測るためには、指定管理前よりどれだけ支出・費用が削減されたかについての比較を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度導入以前の支出額のうち指定管理業務に該当する業務に関する費用を区分・把握し、指定管理の支出額との比較を行うことで、制度導入による費用の削減効果を計ります。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(5) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告書及び事業報告書の内容の確認については、地区の建設事務所で実施しており、県土整備部では確認時の打ち合わせ等を行っているとのことであった。</p> <p>地区の建設事務所が実施している、月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、パブリックビジネス研究会が 2006 年 9 月に公表した「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法」を参考にしてお</p>	<p>月次報告書及び事業報告書の内容確認及び現場視察に当たっての実施手続については、指定管理者制度を所管する総務部が示す最低限実施すべき水準を踏まえ、ヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などについて共通事項を整理して文書化し、公園管理を担当する建設事務所に周知します。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>

<p>り、具体的な実施方法及び実施時の書類作成については、建設事務所に委ねられているとのことであった。</p> <p>月次報告書及び事業報告書の内容の確認及び現地視察に当たって実施する手続については、個別の相談対応は除くとしても、時期によってヒアリングすべき事項、目視で確認すべき事項、書類で確認すべき事項などを洗い出しておき、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。</p>		
<p>(6) 業務運営上必要となる手順書等の整備について【意見】</p>		
<p>大仏山公園では、現在、会計規程、資金管理規程、備品管理規程といった会計関係の規程・マニュアル等が整備されていなかった。</p> <p>現状では、人員数も少なく、業務を熟知した担当者が会計業務を実施しているため、日々の業務の中で支障は出ていないが、指定管理者制度では、会計関係では資金管理、物品管理が重要となってくる。特に、担当者が交代した場合などに業務が適切に行われなくなる虞がある。</p> <p>そのため、規程・マニュアル等を整備することが必要である。しかし、人員数の少ない指定管理者においては、マニュアルの整備自体に労力を必要とする。現状の実務を文書形式でまとめ、マニュアル等として整備することが望まれる。また、県としても指定管理者が整備したマニュアル等について内容を確認し、必要に応じて指導を行うことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、会計関係のマニュアル等を平成22年4月を目途に作成する予定です。</p> <p>指定管理者が整備したマニュアル等については、県においても内容を確認し、必要に応じて指導を行います。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(7) 職務分掌について【意見】</p>		
<p>現状では、人員に制限があることから、日々の出納の記帳担当者、支払実施者、通帳管理者が同一となっている。ただし、支出については、すべての取引について、上席者がチェックを行っているとのことであった。</p> <p>大仏山公園の会計事象は、指定管理料収入の收受、利用料金の收受、業務経費の支払が大部分を占めており、現金預金の受け払いが関係するものがほとんどである。そのため、上席者のチェックに当たっては、印を押すなど目に見える形でその痕跡を残すことが望まれる。</p>	<p>指定管理者において、今後は会計関係マニュアル等の作成時期に合わせ、平成22年4月から上席者のチェックに当たっては印を押すなどの痕跡を残すよう改善する予定です。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>(8) 県有備品の管理について【意見】</p>		
<p>大仏山公園では、県からの貸与備品について年に2回実査を行っているとのことであり、貸与備品一覧にも実査時の照合証跡が残されていた。これにより、後から実査を行った事実を確認できる状態であった。</p> <p>しかし、現物には管理番号シールを貼るなど、指定管理者の備品との区分がされていなかった。実際に現物を確認したところ、リストと現物との一致は確認できており、リストにも照合証跡が残っていることから備品の実査に誤りは発見されなかったが、県の備品と指定管理者の備品とを区分し、実査をより正確に実施するためにも、管理番号シールを貼るなどして現物とリストを整合させることが望まれる。</p>	<p>県貸与品とそれ以外の備品との区分については、管理番号シールを貼ることにより対応済みです。</p> <p>今後も年に1回は照合を実施し、確認した証跡を残すよう指定管理者を指導していきます。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>

<p>なお、上記については2回目の現地視察時まで、管理番号シールを貼ることに より対応されている。</p>		
<p>(9) 事業報告書の収支状況における適切な金額の記載について【意見】</p>		
<p>地方自治法第244条の2第7項において、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならないと定められている。</p> <p>これに基づき三重県では指定管理者制度に関する取扱要綱第23条において指定管理者が県に提出する事業報告書の中で「管理業務に係る経費の収支状況に関する事項」を記載させるものとしているが、大仏山公園における事業報告書の当該記載内容については確定金額ではなく期末の収支見込みに基づく概算金額による記載がなされていた。</p> <p>収支状況の報告は指定管理業務に関する収支の状況を明確にするためのものであることから、概算金額ではなく確定した金額にて記載するとともに、通帳等の各種証憑資料に基づいて適切な内容・金額により作成されることが必要である。</p> <p>また三重県都市公園条例第14条の10において、指定管理者は、毎年度終了後15日以内に事業報告書を作成し、知事に提出しなければならないとしているが、指定管理者の側では事業報告書の概算金額での記載について事業報告書の提出までの期間が短いことを理由の一つとして挙げていた。しかし、この理由については、他の指定管理者が実績に基づいた事業報告書を作成している以上、何らかの対策はとれるであろう。</p>	<p>指定管理者に対して、事業報告書の収支状況は各種証拠資料に基づいた確定金額を記載するよう指導していきます。</p>	<p>県土整備部 有限会社 太陽緑地</p>
<p>□三重県庁発給、三重県庁発給、県庁発給</p>		
<p>(1) 職員の研修計画について【結果】</p>		
<p>指定管理者選定時の申請書類に、職員の研修計画を作成する旨が記載されているが、具体的な計画は作成していなかった。この理由につき、申請書類に記載した研修内容のうち専門分野の資格についてはすでに職員が取得しているためであるとのことであった。</p> <p>しかし、平成20年度においても、人権教育、専門分野資格の継続学習については、継続的に外部の講習に参加している。これらについて、毎年度計画を作成することにより、個々の職員の受講状況を管理することにも資するため研修計画は作成する必要がある。</p>	<p>平成22年度からは、新しい指定管理者による管理に移行しますが、新しい指定管理者の事業計画にも研修計画作成の旨が記載されていることから、研修計画を平成22年3月中に作成予定です。今後も事業計画書に記載された事項は、確実に実施するよう指定管理者に指導していきます。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅 供給公社</p>
<p>(2) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】</p>		
<p>県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、四半期に一度業務報告の提出を受け、修繕等の金額の妥当性、支出の事実につき資料をすべてチェックしている。また、現地視察を随時実施してお</p>	<p>業務報告書の内容確認及び現場視察に当たっての実施手続については、指定管理者制度を所管する総務部が示す最低限実施すべき水準を踏まえ、必要事項を文</p>	<p>県土整備部 三重県住宅 供給公社</p>



<p>り、修繕後の仕上がりコストとのバランスをチェックしているとのことであった。しかし、チェックのためのマニュアル及びその記録は作成されていない。</p> <p>現地視察時の指定管理者への指示等のやり取りについては、後のトラブルを防ぐため、可能な限り文書として残しておくことが望まれる。また、現地視察及び業務報告のチェックに当たっては、修繕費と仕上がりとのバランスなど感覚に依るところが大きい。職員教育の観点からチェックのノウハウを文書として作成しておくことが望まれる。</p>	<p>書化するとともに、現場視察実施記録についても文書化を図ります。</p>	
<p>(3) 委託先業者への指導について【意見】</p>		
<p>地区ごと工務店等と交わした委託契約には、災害時における調査支援についても含まれている。これは、災害発生時において、各委託先が各地区の県営住宅及び特定公共賃貸住宅について被害状況調査を実施し、指定管理者へ報告するものであるが、年一回具体的な災害を想定した報告訓練を実施しているが、平成20年度の訓練について、訓練結果報告がされなかった委託先が多かった。</p> <p>訓練結果報告の実施に限らず、委託先担当者と直接対面することにより、双方のコミュニケーションを図ることが肝要であるが、例えば地区ごとに連絡会議を実施するなどして、指導の水準を平準化することが望まれる。</p>	<p>指定管理者と工務店等の委託業者とは、主に、現場においてコミュニケーションを図っていますが、指導水準を平準化するため、一定の地区単位での各委託業者との連絡会議を定期的で開催するよう指定管理者に指導していきます。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>
<p>(4) 住民アンケートについて【意見】</p>		
<p>県営住宅では、各団地の住民にアンケートをとり満足度等を調査すると共に、修繕等の必要性について検討し対応するなど、経営に役立てている。</p> <p>平成20年度の満足度調査において、「住みやすさ」の満足度では全団地の合計では66.5%が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と評価しており、全体的な満足度は低いものではない。ただし、全65団地はそれぞれ立地も設立年月も異なる多様な団地であり、施設別に見ると満足度にバラツキがある。一番評価の高い団地では93.9%の満足度であるのに対し、一番低い団地では29.2%の満足度となっている。</p> <p>現状では、個々のコメント以外の項目に関して施設別の集計は行っていないが、施設別の満足度等の偏りにも留意し、さらに経営に役立てていくことが望まれる。</p>	<p>アンケート結果は、これまで全団地の合計で集計・分析していましたが、今後は団地ごとに集計・分析する方法に変更し、団地別の状況を把握することにより、指定管理者とともに団地住民の満足度向上につなげていきます。</p>	<p>県土整備部 三重県住宅供給公社</p>

審議会等の審議状況（平成21年11月24日～平成22年2月15日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第3回）
2 開催年月日	平成21年11月26日
3 委員	委員長 葛葉泰久 委員 大森達也、他6名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価および事後評価の審議について
5 調査審議結果	<p>県事業6事業について審議が行われました。</p> <p>1 公共事業再評価実施事業</p> <p>○河川事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二級河川 三滝川</li> <li>・ 二級河川 朝明川</li> <li>・ 一級河川 芥川</li> </ul> <p>【答申】</p> <p>3事業とも事業継続を了承</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業</p> <p>○海岸事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下箕田地区海岸</li> <li>・ 相差地区海岸</li> <li>・ 長島港海岸</li> </ul> <p>【答申】</p> <p>3事業とも事後評価の妥当性について了承</p>
6 備考	<p>次回開催日： 平成21年12月25日</p> <p>答申時期： 同日</p>

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第4回）
2 開催年月日	平成21年12月25日
3 委員	委員長 葛葉泰久 委員 芝崎裕也、他5名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価及び事後評価の審議について
5 調査審議結果	<p>県事業5事業について、審議が行われました。</p> <p>1 公共事業再評価実施事業</p> <p>○道路事業</p> <p>・一般国道25号（一ツ家バイパス）</p> <p>【答申】</p> <p>当該事業について事業継続を了承</p> <p>2 公共事業事後評価実施事業</p> <p>○防災ダム事業</p> <p>・横山池地区</p> <p>○ほ場整備事業</p> <p>・漕代地区</p> <p>○砂防事業</p> <p>・小高山川</p> <p>・滝後川</p> <p>【答申】</p> <p>4事業とも事後評価の妥当性について了承</p>
6 備考	<p>次回開催日：平成22年2月8日</p> <p>答申時期：同日</p>

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第5回）
2 開催年月日	平成22年2月8日
3 委員	委員長 葛葉泰久 委員 大森達也、他5名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価・事後評価の審議の答申に係る県の事業方針について
5 調査審議結果	<p>1 公共事業再評価について 平成21年度に行われた4回の委員会の答申を受け、全ての再評価実施箇所について「継続」とすることとあわせて、再評価実施事業の事業方針を県から報告し、了承されました。 (今年度評価実施事業7箇所)</p> <p>2 公共事業事後評価について 平成21年度に行われた3回の委員会の答申を受け、今後計画する事業等に反映させるための方針を県から報告し、了承されました。 (今年度評価実施事業8箇所)</p>
6 備考	次回開催日：未定

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会（第164回）
2 開催年月日	平成21年12月24日
3 委員	会 長 藤田素弘 委 員 鶴田利恵、他18名
4 諮問事項	<p>1 鈴鹿都市計画道路の変更 都市計画道路汲川原橋徳田線において、新たな工業系土地利用に伴う交通需要に対応するため、2車線区間の4車線化及びクランク解消のための道路線形等の変更を行う。</p> <p>2 津都市計画道路の変更 都市計画道路河芸町島崎町線他1路線において、効果的な沿岸部の土地利用を図るとともに、自然環境等に配慮した海岸整備に伴い、道路線形、道路幅員等の変更を行う。</p> <p>3 三重県における「広域緑地計画」に関する基本的な考え方について</p>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事項1, 2について、原案どおり答申されました。</li> <li>・ 広域緑地計画に関する基本的な考え方については、小委員会を設置し、専門的見地から調査、審議することとなりました。</li> </ul>
6 備考	<p>次回開催日： 平成22年3月24日</p> <p>答申時期： 同日</p>

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会（第34回）
2 開催年月日	平成22年2月4日
3 委員	会長 浅野 聡 委員 岡田博明、他10名
4 諮問事項	<p>1 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定について（一般国道163号南河路バイパス：津市）</p> <p>2 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定について（一般国道306号伊船バイパス：鈴鹿市）</p> <p>3 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定の変更について（県道大台宮川線：大台町）</p>
5 調査審議結果	諮問事項1～3まで、原案どおり答申されました。
6 備考	次回開催日： 未定 答申時期： 同日